

## 防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画

茨城県

### 1 防災工事等の推進に関する基本的な方針

#### (1) 茨城県における農業用ため池の概要

##### ア 現状と基本的な考え方

本県は関東地方の北東部に位置し、西は栃木県、南は千葉県に接し、東は太平洋に面している。県土の約67%は台地と低地で、面積は4,000km<sup>2</sup>強に達し、県土面積は全国24番目となっている。県の北部以外は広大な平野部を持ち、コシヒカリやあきたこまちなどの稻作中心の農業が行われており、米どころとして有名である。

県内には1,273箇所の農業用ため池があり、その分布は、県央地域に4割弱、県北地域に3割弱が位置しており、鹿行、県南、県西地域はそれぞれ1割強である。

ため池の形式は、県北、鹿行地域には谷池が多く、県南には皿池が多い傾向となっている。県央、県西地域では形式の偏りは少ない。ため池の規模としては、貯水量1,000m<sup>3</sup>以下のため池が全体の約3割を占めており、比較的小さなため池が多い。

このような中で、本県では防災重点農業用ため池を優先し、地震・豪雨耐性評価や劣化状況評価を行い、この結果に応じ所有者等と協議しながら、必要な防災工事を実施していく。

##### イ 所有者及び管理者の状況

別表1のとおり

#### (2) 茨城県における防災工事等の実施状況等

別表1のとおり

### 2 劣化状況評価の実施に関する事項

#### (1) 劣化状況評価の推進計画

法の有効期間内に劣化状況評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、法の有効期間内を前半5年（R3～R7年度）（以下「前期」という。）及び後半5年（R8～R12年度）（以下「後期」という。）に区分し、防災工事の実施に要する期間を考慮し、前期に劣化状況評価を完了させる。

ア 前期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池： 33か所

イ 後期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池： 0か所

※防災重点農業用ため池のうち2箇所（堂ノ上、川尾池）は評価済み

※防災重点農業用ため池のうち1箇所（大貫池）はR2年度までに改修済みであるため評価不要

※劣化状況評価を行うもの：ため池所有者

#### (2) 経過観察

劣化状況評価の結果、防災工事は不要であるものの、変状等が認められ経過観察が必要であると判断された防災重点農業用ため池について経過観察を行う。

経過観察対象ため池： 9か所

### (3) 定期点検

地震や豪雨等により防災重点農業用ため池の劣化が進行するなどの不測の事態が生じるおそれがあることから、防災工事が完了したものも含め、県内の防災重点農業用ため池について、定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握する。

- ア 定期点検の頻度：1回／1年以上
- イ 定期点検を行う者：ため池所有者等

## 3 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

### (1) 地震・豪雨耐性評価の推進計画

法の有効期間内に地震・豪雨耐性評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災工事の実施に要する期間を考慮し、前期に地震・豪雨耐性評価を完了させる。

- ア 前期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池： 1か所
- イ 後期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池： 0か所
- ウ 個々の防災重点農業用ため池に関する情報： 別表2のとおり

### (2) 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき要件（知事特認） 特になし

## 4 防災工事の実施に関する事項

### (1) 防災工事（廃止工事を除く。）の推進計画

法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に防災工事を実施する。

- ア 前期に防災工事を行う防災重点農業用ため池： 9か所
- イ 後期に防災工事を行う防災重点農業用ため池： 9か所
- ウ 個々の防災重点農業用ため池の情報： 別表2のとおり

### (2) 廃止工事の推進計画

法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に廃止工事を実施する。

- ア 前期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池： 2か所
- イ 後期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池： 0か所
- ウ 個々の防災重点農業用ため池の情報： 別表2のとおり

### (3) 防災工事の実施に当たっての配慮すべき事項

#### ア 文化財保護担当部局との調整

史跡・名勝等に指定されているため池の防災工事を実施する場合、具体的な工事内容を検討する段階から、時間的余裕をもって文化財保護法に基づく手続きに係る準備を行う。

#### イ 環境担当部局との調整

絶滅危惧種などが生息・生育するため池の防災工事を実施する場合、環境との調和への配慮を適切に行う。なお、ため池を廃止するに当たっては、生息・

生育の場が喪失するおそれがあることを踏まえ、環境担当部局と相談の上、絶滅危惧種の移動等の必要な措置を講じる。

ウ 上水道担当部局との調整

上水道の貯水池として共同利用されているため池の防災工事を実施する場合、具体的な工事内容が明らかになった段階で、上水道担当部局と費用分担に係る協議・調整を行う。

エ その他

堤防等が道路・公園等として利用されているため池の防災工事を実施する場合、具体的な工事内容を検討する段階から、時間的余裕をもって当該施設機能を所管する部局と協議・調整を行う。

## 5 防災工事等の実施に当たっての市町村との役割分担及び連携に関する事項

(1) 防災工事等の実施主体

ア 劣化状況評価

ため池所有者

イ 地震・豪雨耐性評価

ため池所有者

ウ 防災工事（廃止工事を除く。）

(ア) 受益面積 2ha 以上かつ事業費 4,000 万円以上の防災工事については県、市町

(イ) 受益面積 2ha 未満または事業費 4,000 万円未満の防災工事については市町

※ (ア) の事業主体は、協議により決定する。また、ため池加速化対策として地震・豪雨対策型の防災工事を行う場合は、(ア)の受益面積の要件は適用しない。

エ 廃止工事

市町が実施する。

(2) 技術指導等の内容

県は、劣化状況評価や地震・豪雨耐性評価の結果等から対策工事が必要となった場合、今後の対応や所有者等が実施する防災工事について、技術的な助言・指導を行う。

## 6 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

(1) 応急的な防災工事又は地震・豪雨時の応急措置の実施

防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、可能な限り速やかに防災工事を実施するが、緊急度等に応じ優先順位をつけて施工するため、防災工事の完了までに、一定の期間を要する場合が想定される。このような場合、当該ため池の所有者等は 工事完了までの当面の間、必要に応じ応急的な防災工事の実施をする。

(2) I C T 等の先端技術の導入等による管理・監視体制の強化

ため池所有者等は防災重点農業用ため池の管理・監視体制を強化するため、必要に応じ、遠隔監視が可能となるよう水位計や監視カメラの設置を行う。

別表1

## 防災工事等の推進に関する基本的な方針 茨城県

令和5年3月末時点

1 農業用ため池の概要																																			
(1)所有者別の箇所数及び割合																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>国又は地方公共団体</th><th>土地改良区</th><th>水利組合</th><th>集落又は個人</th><th>その他</th><th>不明</th><th>合計</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(割合)</td><td>( 99% )</td><td>( 0% )</td><td>( 0% )</td><td>( 1% )</td><td>( 0% )</td><td>( 0% )</td><td>( 100% )</td><td></td></tr> <tr> <td>箇所数</td><td>1256</td><td>5</td><td>0</td><td>11</td><td>1</td><td>0</td><td>1273</td><td></td></tr> </tbody> </table>									区分	国又は地方公共団体	土地改良区	水利組合	集落又は個人	その他	不明	合計	備考	(割合)	( 99% )	( 0% )	( 0% )	( 1% )	( 0% )	( 0% )	( 100% )		箇所数	1256	5	0	11	1	0	1273	
区分	国又は地方公共団体	土地改良区	水利組合	集落又は個人	その他	不明	合計	備考																											
(割合)	( 99% )	( 0% )	( 0% )	( 1% )	( 0% )	( 0% )	( 100% )																												
箇所数	1256	5	0	11	1	0	1273																												
(2)管理者別の箇所数及び割合																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>国又は地方公共団体</th><th>土地改良区</th><th>水利組合</th><th>集落又は個人</th><th>その他</th><th>不明</th><th>合計</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(割合)</td><td>( 53% )</td><td>( 13% )</td><td>( 4% )</td><td>( 28% )</td><td>( 0% )</td><td>( 1% )</td><td>( 100% )</td><td></td></tr> <tr> <td>箇所数</td><td>676</td><td>161</td><td>57</td><td>361</td><td>4</td><td>14</td><td>1273</td><td></td></tr> </tbody> </table>									区分	国又は地方公共団体	土地改良区	水利組合	集落又は個人	その他	不明	合計	備考	(割合)	( 53% )	( 13% )	( 4% )	( 28% )	( 0% )	( 1% )	( 100% )		箇所数	676	161	57	361	4	14	1273	
区分	国又は地方公共団体	土地改良区	水利組合	集落又は個人	その他	不明	合計	備考																											
(割合)	( 53% )	( 13% )	( 4% )	( 28% )	( 0% )	( 1% )	( 100% )																												
箇所数	676	161	57	361	4	14	1273																												
※国:行政財産として所有するものに限る。																																			
※地方公共団体:法定外公共物であって市町村への所有権移転登記が未了のものを含む。																																			
2 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の実施状況等																																			
区分	内容						箇所数	備考																											
ア	劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を実施し、防災工事は不要であると判断されたもの						15																												
イ	劣化状況評価等を実施し、両方又はいずれか一方の評価結果から防災工事が必要であると判断されたもの						20																												
①	防災工事(廃止工事を除く)が完了したもの						0																												
	防災工事(廃止工事を除く)が未了のもの(継続中のものを含む)						18																												
	廃止工事が完了したもの(指定解除手続きが未了のものに限る)						0																												
	廃止工事が未了のもの(継続中のものを含む)						2																												
ウ	劣化状況評価を実施し、地震・豪雨耐性評価が未了						0																												
①	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの						0																												
	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの						0																												
	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当し、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの						0																												
	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当し、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの						0																												
エ	地震・豪雨耐性評価を実施し、劣化状況評価が未了						0																												
①	地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの						0																												
	地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの						0																												
オ	劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価がいずれも未了						1																												
①	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当しないもの						0																												
	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当するもの						1																												
カ	現に農業用水の貯水池として利用なし						0																												
①	今後廃止工事を行うもの						0																												
	廃止工事が完了したもの(指定解除手続きが未了のものに限る)						0																												
合計								36																											

別表2

## 防災工事等の推進計画(対象ため池一覧) 茨城県

令和5年3月末時点

データベース コード番号	防災重点農業用ため池の名称		所在地		所有者	管理者	ため池の諸元			防災工事等の対象と実施時期※1			経過観察		備考	
	名称	ふりがな	都道府県名	市区、町村名			堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (千m³)	地震・豪雨 ・劣化評価	防災工事	廃止工事	経過観察※2	経過観察を行う者		
82010020	三野輪池	みのわいけ	茨城県	水戸市	三野輪町字三野輪80	水戸市	中妻地区土地改良区	16.0	120	342	評価済	-	-	1	水戸市	
82010023	武具池	ぶんぐいけ	茨城県	水戸市	杉崎町字白沢1880	水戸市	中妻地区土地改良区	10.0	105	700	評価済	1	-	-	-	
82100001	砂沼	さぬま	茨城県	下妻市	砂沼新田30番1	江連八間土地改良区	江連八間土地改良区	5.2	6000	2,200	評価済	-	-	-	-	
82140463	宮後	みやうしろ	茨城県	高萩市	大字高萩字宮後61	高萩市	高萩市農林課	12	52	48	1	-	-	-	-	
82140464	堂ノ上	どうのうえ	茨城県	高萩市	大字島名字堂ノ上1771-6	高萩市	高萩市農林課	5.0	87	2.4	評価済	-	-	1	高萩市	
82160029	不動谷津池	ふどうやついけ	茨城県	笠間市	小原3827	笠間市	友部土地改良区	16.6	112	222	評価済	1	-	-	-	
82200015	大池	おおいけ	茨城県	つくば市	北条1466	つくば市	つくば市筑波土地改良区	3.5	127	16.5	評価済	-	-	-	-	
82200016	小池	こいけ	茨城県	つくば市	北条1467	つくば市	つくば市筑波土地改良区	3.5	68	5.2	評価済	-	-	1	つくば市	
82200040	上境池(下池)	かみざかいけ(しもいけ)	茨城県	つくば市	上境下池362	つくば市	上境区長	3.0	30	0.8	評価済	-	-	-	-	
82200041	上境池(上池)	かみざかいけ(かみいけ)	茨城県	つくば市	上境上池354	つくば市	上境区長	3.0	22	0.5	評価済	-	-	-	-	
82230004	川尾池	かわおいけ	茨城県	潮来市	川尾26-1	潮来市	潮来市農政課	2.9	580	25.6	評価済	1	-	-	-	
82260402	洞ノ上溜	どうのうえため	茨城県	那珂市	東木ノ倉97-1	那珂市	那珂市農政課	4.0	140	3.5	評価済	-	-	1	那珂市	
82260403	洞ノ上溜	どうのうえため	茨城県	那珂市	東木ノ倉58	那珂市	那珂市農政課	4.0	69	2	評価済	-	-	1	那珂市	
82310005	北岡池	きたおかいけ	茨城県	桜川市	真壁町下谷貝1456-2	桜川市	下谷貝(下)区長	3.0	150	27	評価済	2	-	-	-	
82310019	三川作池	みかさくいけ	茨城県	桜川市	真壁町東山田1696-1697外	桜川市	澙の入水利組合	10	69	66	評価済	-	-	-	-	
82310026	袖山池	そでやまいけ	茨城県	桜川市	大泉862	桜川市	大泉区長	2.7	50	5.3	評価済	1	-	-	-	
82310027	長久保池	ながくぼいけ	茨城県	桜川市	大泉860	桜川市	大泉区長	4.5	72	11.7	評価済	1	-	1	桜川市	
82310031	鏡ヶ池上	かがみがいきうえ	茨城県	桜川市	山口520	桜川市	山口区長	2.0	30	2.4	評価済	-	-	-	-	
82310036	大岡東池	おおおかひがしけ	茨城県	桜川市	岩瀬2009-1	桜川市	大岡区長	2.5	56	1.1	評価済	-	-	-	-	
82310038	小ノ池	おのいけ	茨城県	桜川市	西小塙1865	桜川市	霞ヶ浦用水土地改良区	4.0	203	71	評価済	2	-	-	-	
82310064	不動池	ふどういけ	茨城県	桜川市	曾根529	桜川市	曾根区長	2.0	95	2.2	評価済	2	-	-	-	
82310067	大池	おおいけ	茨城県	桜川市	大国王4477-1	桜川市	桜川市土地改良区	4.5	230	150	評価済	1	-	-	-	
82310074	池ノ台沼	いけのだいぬま	茨城県	桜川市	大国王2297	桜川市	桜川市土地改良区	2.0	43	1.2	評価済	2	-	-	-	
82310079	新沼	しんぬま	茨城県	桜川市	阿部田254	桜川市	阿部田区長	3.5	42	3.6	評価済	1	-	-	-	
82310082	飯田沼	いいだぬま	茨城県	桜川市	東飯田218	桜川市	東飯田区長	5.2	100	18	評価済	1	-	-	-	
82310086	赤岩池	あかいわいけ	茨城県	桜川市	真壁町塔世1026	桜川市	塔世区長	1.8	25	0.5	評価済	2	-	-	-	
82310092	鏡ヶ池下	かがみがいした	茨城県	桜川市	山口506	桜川市	山口区長	1.7	35	0.4	評価済	-	-	-	-	
82310106	上野沼	うえのぬま	茨城県	桜川市	上野原地新田191-3	桜川市	上野沼水利組合	3.1	213	214.5	評価済	-	-	-	-	
82311488	小ノ池上	おのいけうえ	茨城県	桜川市	西小塙1872-1	桜川市	長堀松一郎	2.5	100	5	評価済	2	-	-	-	
82311494	元向寺池	げんこうじいけ	茨城県	桜川市	西飯岡1155	桜川市	鶴木淳一	3.5	90	7.2	評価済	2	-	-	-	
82360005	新池	にいけ	茨城県	小美玉市	中延2259	小美玉市	石岡台地土地改良区	2.0	65	60	評価済	2	-	1	小美玉市	
82360027	遠州池	えんしゅういけ	茨城県	小美玉市	羽刈292-1	小美玉市	石岡台地土地改良区	1.3	180	25	評価済	1	-	1	小美玉市	
82360045	東池	ひがしいけ	茨城県	小美玉市	飯前1228	小美玉市	小美玉市	2.1	56	4	評価済	2	-	1	小美玉市	
83090001	大貫池	おおぬきいけ	茨城県	東茨城郡大洗町	大貫町4287	東茨城郡大洗町	大洗町土地改良区	2.2	300	98	地震・評価済 豪雨・不要 劣化・不要	-	-	-	-	H29~R2で防災工事を完了
83640430	白ヶ峯池	しきのみねいけ	茨城県	久慈郡大子町	池田新六田	久慈郡大子町	大子町農林課	6.0	79	5.8	評価済	-	1	-	-	廃止を検討
83640434	池ノ入下池	いけのりいしもい	茨城県	久慈郡大子町	大子池の入142	久慈郡大子町	大子町農林課	4.4	38	3.7	評価済	-	1	-	-	廃止を検討

注) 記載内容は、令和5年2月末時点の値である。

※1【防災工事等の対象と実施時期】:対象となる防災工事等について、法の有効期間の前期(R3~R7)に着手する又は実施中の場合は「1」、後期(R8~R12)に着手する場合は「2」を記入する。

※2【経過観察】について、経過観察が必要な場合は「1」を記入する。